

## 獣医事審議会計画部会関係法令

獣 医 事 審 議 会 事 務 局



## 獣医療法（抄）（平成4年5月20日法律第46号）

### （獣医療を提供する体制の整備のための基本方針）

**第十条** 農林水産大臣は、獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 獣医療の提供に関する基本的な方向
  - 二 診療施設の整備及び獣医師の確保に関する目標の設定に関する事項
  - 三 獣医療を提供する体制の整備が必要な地域の設定に関する事項
  - 四 診療施設その他獣医療に関連する施設の相互の機能及び業務の連携に関する基本的事項
  - 五 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項
  - 六 その他獣医療を提供する体制の整備に関する重要事項
- 3 農林水産大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。
- 4 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、獣医事審議会の意見を聴かななければならない。
- 5 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### （都道府県計画）

**第十一条** 都道府県は、基本方針に即して、農林水産省令で定めるところにより、当該都道府県における獣医療を提供する体制の整備を図るための計画（以下「都道府県計画」という。）を定めることができる。

- 2 都道府県計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 整備を行う診療施設の内容その他の診療施設の整備に関する目標
  - 二 獣医療を提供する体制の整備が必要な地域
- 3 都道府県計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。
  - 一 獣医師の確保に関する目標
  - 二 相互の機能及び業務の連携を行う施設の内容及びその方針
  - 三 診療上必要な技術の研修の実施その他の獣医療に関する技術の向上に関する事項
  - 四 その他獣医療を提供する体制の整備に関し必要な事項
- 4 都道府県は、都道府県計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、農林水産大臣に報告しなければならない。

### （関係団体の協力）

**第十二条** 都道府県知事は、都道府県計画の達成に資するため必要があると認めるときは、獣医師が組織する団体、農業者が組織する団体その他の団体に対し、獣医療の提供、研修の実施その他の必要な協力を求めるものとする。

### （設備等の提供）

**第十三条** 開設者及び管理者は、都道府県計画の達成に資するため、その診療施設の業務に差し支えない限り、その建物の全部又は一部、設備、器械及び器具をその診療施設に勤務しない獣医師の診療、研究又は研修のために利用させるように努めるものとする。

### (診療施設整備計画の認定)

**第十四条** 都道府県計画に基づいて診療施設の整備を図ろうとする者は、診療施設の整備に関する計画（以下「診療施設整備計画」という。）を作成し、これを都道府県知事に提出して、当該診療施設整備計画が適当である旨の認定を受けることができる。

- 2 診療施設整備計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
  - 一 診療施設の整備の目標
  - 二 診療施設の整備の内容及び実施時期
  - 三 診療施設の整備を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法
- 3 都道府県知事は、第一項の認定の申請があった場合において、農林水産省令で定めるところにより、その診療施設整備計画が、都道府県計画に照らし適切なものであり、かつ、畜産業の振興に資するための診療施設の整備に係るものであると認めるときは、その認定をするものとする。
- 4 前三項に規定するもののほか、診療施設整備計画の認定及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。

### (株式会社日本政策金融公庫からの資金の貸付け)

**第十五条** 株式会社日本政策金融公庫は、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十一条に規定する業務のほか、前条第一項の認定を受けた者に対し、畜産業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金であって当該認定に係る診療施設整備計画に従って診療施設の整備を実施するために必要なもの（他の金融機関が融通することを困難とするものであって、資本市場からの調達が困難なものに限る。）のうち農林水産大臣及び財務大臣の指定するものの貸付けの業務を行うことができる。

- 2 前項に規定する資金の貸付けの利率、償還期限及び据置期間については、政令で定める範囲内で、株式会社日本政策金融公庫が定める。
- 3 第一項の規定により株式会社日本政策金融公庫が行う同項に規定する資金の貸付けについての株式会社日本政策金融公庫法第十一条第一項第六号、第十二条第一項、第三十一条第二項第一号ロ、第四十一条第二号、第五十三条、第五十八条、第五十九条第一項、第六十四条第一項第四号、第七十三条第三号及び別表第二第九号の規定の適用については、同法第十一条第一項第六号及び第十二条第一項中「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務及び獣医療法第十五条第一項に規定する業務」と、同法第三十一条第二項第一号ロ、第四十一条第二号及び第六十四条第一項第四号中「又は別表第二第二号に掲げる業務」とあるのは「、別表第二第二号に掲げる業務又は獣医療法第十五条第一項に規定する業務」と、「同項第五号」とあるのは「獣医療法第十五条第一項に規定する業務並びに第十一条第一項第五号」と、同法第五十三条中「同項第五号」とあるのは「獣医療法第十五条第一項に規定する業務並びに第十一条第一項第五号」と、同法第五十八条及び第五十九条第一項中「この法律」とあるのは「この法律、獣医療法」と、同法第七十三条第三号中「第十一条」とあるのは「第十一条及び獣医療法第十五条第一項」と、同法別表第二第九号中「又は別表第一第一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務」とあるのは「、別表第一第一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は獣医療法第十五条第一項に規定する業務」とする。

### (基本方針等の達成のための援助)

**第十六条** 国及び都道府県は、基本方針及び都道府県計画の達成に資するため、開設者及び管理者その他の関係者に対する助言、指導その他の援助の実施に努めるものとする。

獣医療法施行規則（抄）（平成4年8月25日農林水産省令第44号）

（都道府県計画）

第二十一条 法第十一条第一項の都道府県計画（以下「都道府県計画」という。）

は、農林水産大臣が定める目標年度までの期間につき作成するものとする。

2 都道府県は、都道府県計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、獣医療に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

（畜産業の振興に資するための診療施設の整備）

第二十二条 法第十四条第三項に規定する畜産業の振興に資するための診療施設の整備とは、整備を図ろうとする診療施設に係る一年間の診療の業務量に占める牛、馬、めん羊、山羊、豚、鶏、うずらその他の畜産業に係る飼育動物の診療の業務量の割合が五十パーセント以上となることが見込まれる場合における診療施設の整備とする。

## 獣医事審議会令（抄）（昭和二十四年政令第三百三十号）

### （任期等）

第一条 獣医事審議会（以下「審議会」という。）の委員の任期は、二年とし、これに欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

3 委員は、非常勤とする。

### （会長）

第二条 委員により会長として互選された者は、会務を総理し、審議会を代表する。

2 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

### （臨時委員及び専門委員）

第三条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため、臨時委員を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、それぞれ、当該特別の事項又は専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、農林水産大臣が任命する。

4 臨時委員は当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

5 臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

### （部会）

第四条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属させる委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に、その部会に所属する委員の互選により、部会長を置く。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもつて審議会の決議とすることができる。ただし、獣医師法第十二条第一項第一号、同条第二項、第十四条及び第十六条第一項の規定により審議会の権限に属された事項についてはこの限りでない。

### （議事）

第五条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

2 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前二項の規定は、部会に準用する。

### （庶務）

第六条 審議会の庶務は、農林水産省消費安全局畜水産安全管理課において処理する。

### （雑則）

第七条 この政令に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。